令和9年度（令和9年4月1日採用予定）
地域おこし協力隊（会計年度任用職員）
【財産活用コーディネーター】募集要項

令和8年9月14日

1 募集の目的

平成18年に2市2町1村の合併により誕生した日光市（以下「本市」という）では、平成27年に「日光市公共施設マネジメント計画」を策定し、『コストを圧縮する』、『ハコモノを減らす』、『サービスの最適化を図る』の3つの基本方針のもと、公共施設の有効活用や改善に向け様々な取り組みを進めてきました。

その結果、人口減少などの影響も重なり、令和8年度においては、66施設が廃止または休止状態となっており、その活用が大きな課題となっています。

廃校をはじめこれらの施設は、地域の貴重な資源であり、その利活用が地域の活性化につながるため、効果的な活用を図ることが求められています。

現在、利活用にあたっては、行政に限らず民間の知見と活力を導入することで活用の可能性を広げることを目的に、民間事業者からの提案を募り事業化を検討する、いわゆる民間提案制度を構築し、民間活力導入に向けた取組を実施しています。

遊休施設の魅力発信や提案事業者の開拓など、市有財産の利活用促進につながる業務を実施していただける地域おこし協力隊を募集します。

2 主な活動内容

1	利活用促進に向けた活動 ・遊休資産のPR事業（WEB を活用した PR ツールの作成） ・提案事業者の開拓 ・利活用に係る相談対応 ・事業実施に向けた調整 ・不要備品の販売（メルカリ） など
2	生業づくりに向けた活動 ・自治会や地域行事への参加 ・卒業後の事業の計画 ・毎月の活動報告書の提出、年間計画及び報告書等の作成 など

3 応募の条件

応募資格	・申し込み時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島などの条件不利地域を除く。）に在住し、採用後、生活の拠点を日光市に移すとともに日光市に住民票を異動することができる方 ・任期終了後も日光市に居住する意思のある方 ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方 ・普通自動車運転免許を有する方又は任用時点で取得見込みの方 ・パソコンの一般的な操作及び SNS の活用ができる方

求める人物像	・地方創生、地域活性化に意欲があり、地域住民や関係団体、市職員とともに地域が抱える課題の解決に積極的に取組むことができる方 ・市有財産の利活用に興味があり、利活用を促進できる方 ・人と接することが好きで、民間事業者と円滑なコミュニケーションがとれる方 ・自分の持ち味を活かすとともに他者の意見にも柔軟に耳を傾けるなど、職場のチームワークに貢献できる方 ・服務規律を守り公正に職務を遂行できる方

4 採用予定人数

1名

5 雇用形態

日光市の会計年度任用職員として任用します。

活動期間は、令和9年度の採用日から令和10年3月31日までとします。ただし、年度ごとに契約更新の可否を判断し、最大3回更新する場合があります。(任用日から最長3年間)

6 報酬

218,580 円/月(令和8年4月1日現在)

・当市の規程に基づき6月期及び 12 月期に、期末手当及び勤勉手当を支給します。

・通勤手当は、距離に応じて(片道2km 以上)支給します。

7 勤務条件

勤務地	・デスクは、日光市財務部資産経営課内に設置予定です。 ・民間事業者への訪問など市外、県外で活動することもあります。	
勤務時間	午前8時 30 分～午後4時 30 分(うち休憩1時間) ただし、業務の関係で、始業又は終業時間の変更される場合があります。	
活動日数	週5日(35 時間) ・原則、月曜日から金曜日までの平日	
休日・休暇	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ・イベントや研修等で休日出勤や時間外業務が発生する場合があります。 ・年次有給休暇は、日光市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年日光市規則第 29 号)に基づき付与されます。 また、特別休暇(夏季休暇等)を取得することができます。	
待遇・福利厚生	住居	・住居は個人での契約となりますが、賃貸の場合は月上限3万円まで市が補助します。 ・住居に係る光熱水費、引越しの旅費や転居に係る費用は、自己負担となります。
	活動経費	・携帯電話は自己所有、通信費は自己負担となります。 ・活動には公用車をご利用いただきますが、通勤に関しては自家用車を使用いただきます。 ・任期中に活用できる補助金として、活動支援補助金(活動に必要な研修、資格取得のための教材費、受験料等)、定住支援

		補助金(家賃、駐車場代、共益費(合わせて月3万円上限))、起業等支援補助金(活動2年目から起業や事業承継に必要な経費として合計 100 万円上限)があります。
	社会保険	・健康保険(共済保険)加入 ・厚生年金保険加入 ・雇用保険加入 ・非常勤職員等公務災害補償加入又は労災保険加入
	兼業	・基本可(ただし、内容により市との協議が必要)
退任後に活用できる支援	要件 ・地域おこし協力隊としての活動期間が2年以上あること。 ・地域おこし協力隊としての活動期間の終了の日から3年以上市内に定住する意思をもって行う活動であること。	
	定住支援	・家賃、駐車場代、共益費(合わせて月3万円を上限。退任から3年間で上限 150 万円。持ち家に対する修繕費の支援もあります。)
	起業等支援	・申請時期　退任後3年以内 ・起業や事業承継に必要な経費として、活動 2 年目以降の任期中と退任後の合計で上限 100 万円(新たな雇用の創出等の要件を満たす場合、上限 200 万円)
市で実施中の各種制度(令和8年4月1日現在)	・起業・創業支援サロン(起業や経営に関する個別相談、スタートアップセミナーへの参加) ・起業者・事業継承者支援事業(市内店舗を改装・改修等を行う際の経費の一部を助成)	

8　現地見学・カジュアル面談

希望により、応募書類受付締め切り前に現地見学やカジュアル面談を行うことができます。(要予約)

・現地見学:勤務場所や市の居住環境などを担当者が案内します

・カジュアル面談:web 面談を行い、市の担当者が雇用や勤務条件などの疑問にお答えします。

9　応募方法・選考の方法

(1) 応募方法

① 下記 URL または QR コードから専用フォームでお申し込みください。

https://logoform.jp/form/city-nikko/1789060

申し込みが完了すると、受付完了メールが自動で送信されます。

※ ドメインの指定受信をしている場合は、「@logoform.jp」と「@city.nikko.lg.jp」を受信できるようにしてください。
受付完了メールが届かない場合は、迷惑メールボックス等に入っていないかを確認したうえで日光市地域振興部地域振興課に連絡してください。

※ インターネット環境のない方はご相談ください。

② 応募期間

令和８年10月28日(水)から12月3日(木)まで(必着)

（2）最終面接時提出書類

・現住所の住民票　　:1ヶ月以内のもの

・普通自動車運転免許証の写し　:表面・裏面

（3）選考

① 応募書類の受付	
② 書類選考	・応募書類をもとに選考を行います。 ・選考結果は、メールでお伝えします。
③ 一次面接(WEB)	・日光市担当者と WEB 面談を実施し、選考を行います。
④ 最終面接(現地)	・一次面接合格者を対象に、日光市内にて面接を行います。 ・実施場所や日程等の詳細については、一次面接選考結果を通知する際に応募者にお知らせします。 ・面接時には、必要書類を持参または郵送いただきます。 ※ 交通費等に関しては、自己負担とします。
⑤ 最終結果の通知	・選考終了後に、結果を文書で通知します。

10 任用時期

令和9年4月1日以降(採用予定者と協議の上、採用日を決定します。)

11 地域おこし協力隊として活動する担当課

日光市財務部資産経営課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町１番地

TEL 0288-21-5132 （平日午前8時 30 分～午後5時 15 分）

12 地域おこし協力隊採用担当課

日光市地域振興部地域振興課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町１番地

TEL 0288-21-5147 （平日午前8時 30 分～午後5時 15 分）